

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 青い森森林開発  
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松 126-12F2

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 7 月 13 日から令和 6 年 4 月 12 日まで（9 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社青い森森林開発は、令和 5 年 4 月 24 日に盛岡森林管理署長と契約した「松くい虫防除事業」及び令和 5 年 4 月 25 日に三陸北部森林管理署長と契約した「ナラ枯れ防除事業」、「造林事業（除伐）」について、いずれも事業期間内での完了が困難であるとして、契約履行不能届を提出し、契約解除に至ったものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第 2 の贈賄及び不正行為等に基づく設置基準第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められる。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16  
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070